

厚生労働省より掲示を義務付けられている手術件数

(令和6年1月から令和6年12月)

鳥取市立病院

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	65
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	6
イ	水頭症手術等	1
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	30
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5

区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術		手術の件数
	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	223

その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	71
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	10
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	13
	(内訳)	
	急性心筋梗塞に対するもの	(3)
	不安定狭心症に対するもの	(4)
	その他のもの	(6)
オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	25
	(内訳)	
	急性心筋梗塞に対するもの	(9)
	不安定狭心症に対するもの	(7)
	その他のもの	(9)

大腿骨近位部骨折患者に対する手術		手術の件数
	骨折後 48 時間以内の手術	89

上記以外の一般手術に関してはホームページをご参照ください。